

企業集団内部統制に関する最近の状況（概況）抜粋

～親会社取締役の子会社監督責任と監査役等の視点を中心に～

2018. 10. 24 板垣隆夫

2. 企業集団内部統制システムの構築・運用と監視・監督

【内部統制システム】

- ①取締役会～内部統制システムの基本方針を決定する義務
- ②業務執行取締役～内部統制システムの構築・運用義務、担当部門に関する具体的義務
- ③社外取締役ほか～業務執行取締役の構築・運用状況の監視・監督
- ④監査役～取締役会決議の内容及び内部統制システムの構築・運用状況の監査

【企業集団内部統制システム】

- ①会社法内部統制～平成 26 年改正で企業集団内部統制システムが会社法本体に格上げ
- ②構築すべき具体的内容～経営判断に係る事柄で担当取締役に広い裁量、業種・規模・数・株主構成・上場の有無・国内外によって異なり得る
- ③構築義務違反判定の指標 「世の中水準」に劣らない水準、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制
- ④親会社取締役が構築すべきグループ内部統制システムは親会社における体制であって、グループ会社自体の内部統制システムの構築義務ではない
- ⑤グループ会社取締役は自社の特性に応じた内部統制システム構築義務を負う

3. 親会社取締役の子会社管理責任に関する議論

- (2) 近時は親子会社関係が存在する場合一般について、親会社取締役の子会社管理義務を肯定する見解が有力になった。その理論的根拠は親会社取締役には資産としての子会社株式管理義務があること。

「親会社取締役は、子会社の業務を直接監督する法的権限は持たないが、株式保有を通じて親会社子が子会社に対して有する影響力を行使して、子会社の取締役会に対し、一定水準の内部統制システムを整備するように指示するといった形で、その業務を監督することは可能である。それゆえ、親会社取締役は、親会社に対する善管注意義務・忠実義務の一内容として、相当の範囲で、子会社の業務を監督する義務を負うと解すべきである。より近年の下級審裁判例（福岡高判平成 24・4・13 金判 1399 号 24 頁 [商判 I -127, 福岡魚市場事件]）は、こうした監督義務を認めていると解し得る。（田中亘東大教授『会社法』第 4 章）」

(3) 平成 26 年会社法改正における議論

- 「子会社の監督義務についての明文規定は見送られたが、子会社管理義務一般が存在することを否定する意見は述べられなかった（岩原紳作部会長）」。

6. 監査役による企業集団内部統制監査の留意点と課題

- ★親会社監査役の監査の対象は子会社管理に関わる親会社取締役の職務執行状況であり、それに必要ある範囲で子会社調査を実施するが、子会社の監査そのものではない。
- ★企業集団全体におけるモニタリング体制の有効性の検証と監査環境の整備
 - 親会社及びグループ会社の監査役、内部監査部門、内部統制推進部門
- ★監査役等が要となった三様監査の連携の深化
 - 会社法内部統制監査と金商法内部統制評価・監査の情報共有・統合的運用
- ★海外リーガルリスク、グローバルな社会規範への対応（ESG、SDGs 等）

以上